

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第36回



株式会社 飯島綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 「離婚時の年金分割」が可能になったと聞きましたが、詳しく教えてください。

A

年金制度改革の一環として、2007年4月より「離婚時の年金分割」が可能となりました。注目されている年金分割ですが、例えば、離婚する女性（妻）が「夫がもらう年金の半分を受け取ることができる」とか「2008年4月まで離婚を我慢すれば、自動的に夫の年金の半分がもらえるようになる」といったように、まだまだ誤った認識を持っている人は多いようです。

年金分割は、2007年4月からの「離婚等をした場合の合意による厚生年金の分割」と、2008年4月からの「離婚等をした場合の第3号被保険者期間の厚生年金の分割」の2段階で実施されます。前者は当事者間の合意が必要なため「合意分割」、後者はどちらか一方の請求があれば分割可能なため「強制分割」とも言われています。今回は既に実施されている、前者の「合意分割」について紹介しましょう。

まず、対象となる人は2007年4月以降に離婚した人です。2007年3月以前に既に離婚してしまった人は、残念ながらこの制度は利用できません。分割するのは、配偶者の厚生年金保険料の納付記録となります。受給している、あるいは受給する見込みの年金そのものが分割されるわけではありません。また、分割されるのは報酬比例部分かつ夫婦の婚姻期間の記録に限定されます。夫婦が結婚する前の期間は分割対象とならない

ので、仮に保険料納付記録が40年間あったとしても、婚姻期間が20年間であれば、分割の対象となる期間は半分の20年間になります。

分割割合は、婚姻期間中の当事者双方の標準報酬総額の5割（1/2）までです。標準報酬総額が少ない方が、分割することによりさらに少なくなるような分割はできません。分割においては、離婚当事者の協議による分割割合の合意が必要となります。当事者間で合意できない場合は、裁判所で分割割合を決定することもできます。

分割割合が合意できたら、離婚から2年以内に社会保険事務所に請求します。40歳の方が離婚した場合、年金を受け取ることができるのは早くても20年後ですが、請求は2年以内に行っておかないと分割できません。後の祭りとならないよう注意が必要です。但し、離婚から2年以内に調停等を申立てた場合で、2年を超えてようやく成立したようなケースでは、その成立から1月以内の請求であれば可能です。法律上夫婦でない、いわゆる「事実婚」の場合でも年金分割は可能となります。その場合の分割対象期間は、被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者となっている期間に限定されます。一般的に年金額の少ない妻が離婚するにあたり、夫の年金の半分以上を貰おうとあてにするケースが多いようですが、制度を確認し、正しく理解されると、離婚を考え直すことになるかもしれません。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市間屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>